

資料 No. 4

湯河原町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

1 一部改正の経緯について

(1) コミュニティバス運賃値上げの検討について

コミュニティバスの運行経費については、物価高騰等により令和 7 年度から増額となっており、町負担額が増となっている。町民生活の足となるコミュニティバスの運行を維持するためにも、運賃の値上げを検討するもの。

(2) 料金改定の経過について

コミュニティバスの運賃は平成 12 年度に運行を開始してから平成 26 年 3 月まで一定の料金であったが、平成 26 年 4 月からの消費税等の増税（5 %→8 %）に伴い、一度だけ料金改定を行っている。

平成 12 年 7 月から平成 26 年 3 月まで	大人 200 円	小人 100 円
平成 26 年 4 月から現在まで	大人 210 円	小人 110 円

(3) 運賃改定の手続きについて

道路運送法の改正に伴い、コミュニティバス等の運賃の改定に当たっては、独占禁止法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別の会議体において運賃の協議を行うこと、また、あらかじめ公聴会の開催、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが規定された。

湯河原町地域公共交通会議においても、運賃協議会を設置するにあたり、湯河原町地域公共交通会議設置要綱の一部に改正を要するもの。

【運賃協議会概要】

協議事項	地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議
構成員	・ 市町村 ・ 一般旅客自動車運送事業者 ・ 地方運輸局長 ・ 市町村長が関係住民の意見を代表する者として指名する者 ※構成員は上記に限定すること

2 改正内容について

別紙のとおり